

7 これまでの課題と提言（第3～第18次報告）

	地方公共団体への提言	国への提言
第3次	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>①関係機関の連携</p> <p>→要支援家庭や虐待疑いのある家庭を早期に把握し支援するために、地域の実情に応じ、医療機関から市町村保健センター等保健機関や児童相談所への情報提供や相互の連携を強化するための地域保健医療連携システムの構築を図る。</p> <p>→現行制度では、子どもの出生前の段階で要保護児童としての支援の必要が見込まれるケースについて、児童福祉法や児童虐待防止法上の取扱が不明確であるがこのようなケースについても、市町村及び児童相談所における記録票の作成などの取扱を明確にすべきである。</p> <p>→出生前後を問わず、ハイリスクであっても特に支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会の場等において、個別ケース検討会議を開催し、対応を検討することとする。</p> <p>→対象ケースが生活保護世帯等であっても必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の調整機関においてケース検討会議等の場を活用し、福祉事務所と児童福祉の関係機関等との間の密接な情報交換・共有を行うこととする。</p> <p>②妊娠・出産期の相談支援</p> <p>→妊娠・出産について悩みを抱える女性に対する相談支援の取組（「女性健康支援センター」「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」「思春期相談クリニック事業」等）の周知、また、育児に関する深刻な悩みを抱える保護者に対する養護相談を実施している児童相談所、市町村の児童家庭相談窓口について広く周知を行う。</p> <p>→相談にあたっては、本人の悩みを受け止め、どのような支援ができるのか、また、適切なのかをともに考え、個々の状況に応じて訪問、一時預かり等の養育サポートから、乳児院への入所、里親委託等まで適切な選択肢を検討する。</p> <p>→また、出産後においては、平成19年度からスタートした「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、ハイリスクケースを早期に把握するとともに、必要に応じ、「育児支援家庭訪問事業」に結びつけ、適切な支援を行う。</p> <p>③精神障害・産後うつへの対応</p> <p>→産後うつ等のハイリスクの者を早期に把握するため、平成19年度からスタートした「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」がすべての市町村で実施されるよう普及を図る。また、その後のフォローを適切に実施するため、育児支援家庭訪問事業との一本化を図り、ハイリスクのケースを継続支援につなげるシステムを構築する。</p> <p>→出産後の母親の育児ストレスや産後うつ等の可能性に関するアセスメント能力を向上するため、スクリーニング方法やその後の対応等について先進的な取組例の普及を図る。</p> <p>→精神疾患のある保護者等への対応を適切に実施するため、地域の実情に応じ、児童相談所に保健師を配置したり、保健所等における児童虐待対応に向けた体制強化を図る。</p> <p>→「①関係機関の連携」の「地域保健医療連携システム」においては、精神的問題を抱えるケースも対応できる体制となるよう検討する。</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>①安全確認・リスクアセスメント</p> <p>→児童相談所等の虐待対応において、直接目視による安全確認を行うこととするとともに、安全確認を行う時間ルールを設定し、虐待通告を受けてから48時間以内が望ましい旨を徹底すべき。</p> <p>→虐待対応に当たっては、家庭訪問により居室内での養育環境の調査の実施を基本とするとともに、自治体ごとにアセスメントの標準的な様式や手順を定めることとする。</p> <p>→児童相談所等がリスクアセスメントを行うに当たっては、他機関が独自に実施した調査結果を鵜呑みにするのではなく、自ら調査を行い判断するように周知徹底する。</p> <p>②心中事例への対応</p> <p>→子どもを巻き込んだ形で行われる心中を児童虐待の特殊な形として位置づけ、未遂事例を含めて把握を行うとともに、事例分析を行い、子どもの安全確保の観点から講じられるべき対策を中心に、対応のあり方を検討する。</p> <p>→特に、過去に心中未遂があった事例についてハイリスク・ケースとしての対応が必要であることを周知徹底する観点から、「子ども虐待対応の手引き」の見直しを行う。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
	<p>3. 保護・支援に関するもの</p> <p>①親子分離の対応</p> <p>→一時帰宅を含め施設入所等(虐待以外の養護相談ケースを含む。)の措置解除の基準が不明確であるため、家庭復帰後のフォローアップのあり方を含めて当該基準を明確化するとともに、措置解除の際のチェックリストを作成すべき。</p> <p>→その前提として、アセスメントと具体的な援助指針作成の励行及びその内容の向上を図るとともに、入所中の保護者指導の効果の判定方法を検討する。</p> <p>→要保護児童対策地域協議会は、在宅ケースのみを対象とするのではなく、施設入所中のケースもフォローの対象とし、その際、保健機関も積極的に関与するよう周知徹底する。</p> <p>②転居ケースへの対応</p> <p>→児童相談所が関与しているケースにおいて、保護者及びその子どもが転居する場合、転居先の地域を所管する児童相談所にケース移管することとし、その際のルールの徹底を明確化する。</p> <p>4. その他</p> <p>①残されたきょうだいへの対応</p> <p>→きょうだい虐待により死亡した子どもについて、児童相談所は、きょうだいの死亡後、まずは安全の確保を第一とする対応を行うこととし、一定期間定期的に安全確認を実施すべき。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
第4次	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>①関係機関の連携</p> <p>→母親が妊娠・出産・育児について問題を抱えている場合や精神障害がある場合、又は、子どもに障害がある場合、関係機関は子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、他の関係機関と情報共有を図り、連携した対応を検討することを徹底すべきである。</p> <p>→精神障害のある保護者について適切な対応を図るため、児童相談所は医療機関等関係機関に必要な情報提供を求めることを徹底すべきである。</p> <p>→婦人相談所は、子どもが乳幼児であって母親に精神障害があるようなハイリスクのケースについて、その一時保護所から対処する際、それらの者が居住する市町村に情報提供すべきことを明確にすべきである。</p> <p>→障害児通所施設についても子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の構成機関として積極的に参加するよう周知すべきである。</p> <p>→市町村は、家庭が転居した場合の対応を含め、乳幼児健診未受診者を把握し、乳幼児とその家庭に必要な母子保健サービスが確実に提供されるよう徹底するべきである。</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>①通告・相談体制に関する課題</p> <p>→児童相談所における夜間・休日の相談体制について、対応者、通告内容の記録方法、通告内容の緊急性の判断等の全国的な状況を早急に調査把握した上で、適切に事例に対応することのできる体制を構築する必要がある。</p> <p>②アセスメントに関する課題</p> <p>→児童相談所が相談対応している事例について、下記のような状況がある場合には、子どもの生命のリスクが極めて高いことを認識しアセスメントを行った上で対応することを徹底するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者自ら「子どもを預かってほしい」などの訴えがある場合 ・「子どもの首を絞めてしまった」などの内容が含まれる場合 ・それまで支援を求めていた保護者が一転して支援を拒否するなどの変化が見られた場合 <p>→児童相談所は、相談事例の対応を検討するに当たって、家族全体のアセスメントを実施することを徹底すべきである。</p> <p>→児童相談所は、虐待が疑われるケースについてきょうだいの安全確認を行うことを徹底するべきである。</p> <p>③虐待者への対応に関する課題</p> <p>→児童相談所は、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援なしに状況の改善はあり得ないことを十分認識し、虐待通告・相談があった場合、必ず虐待者本人との面接を行った上で指導及び援助を実施するよう周知徹底するべきである。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
第4次	<p>3. 保護・支援に関するもの</p> <p>①施設入所措置解除後の対応に関する課題</p> <p>→例えば、生後すぐから長期間施設に入所している子どもを措置解除するに当たっては、下記を行うことを条件とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと ・親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童地域対策協議会)の対象ケースとすること ・措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること <p>②残されたきょうだいへの対応に関する課題</p> <p>→虐待により子どもが死亡し、その家庭に死亡した子どもの他に残されたきょうだいがいる場合には、児童相談所及び市町村はそのきょうだいについて児童記録表を作成し、定期的に安全確認及びアセスメントを行うべきである。</p> <p>4. その他</p> <p>①地方公共団体における検証に関する課題</p> <p>→改正児童虐待防止法の施行により、地方公共団体における重大事例の検証の責務が規定されることから、本専門委員会が第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を参考に、地方公共団体は第三者による客観的かつ詳細な検証が実施できる体制を早急に整えることとすべきである。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
第5次	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>→妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立</p> <p>→望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>→関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底</p> <p>3. 初期介入に関するもの</p> <p>→安全確認の徹底</p> <p>→迅速かつ的確な情報収集とアセスメント</p> <p>→介入的アプローチの積極的活用</p> <p>4. 保護・支援に関するもの</p> <p>→再アセスメントの重要性の再認識</p> <p>→虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底</p> <p>→保護者への虐待告知</p> <p>5. 児童相談体制に関するもの</p> <p>→児童相談体制の充実</p> <p>6. 関係機関の連携に関するもの</p> <p>→児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携</p> <p>→子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用</p> <p>7. 地方公共団体における検証に関するもの</p> <p>→検証の実施等について</p>	<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>→妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立</p> <p>→望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>→関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底</p> <p>3. 初期介入に関するもの</p> <p>→安全確認の徹底</p> <p>→迅速かつ的確な情報収集とアセスメント</p> <p>→介入的アプローチの積極的活用</p> <p>4. 保護・支援に関するもの</p> <p>→再アセスメントの重要性の再認識</p> <p>→虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底</p> <p>→保護者への虐待告知</p> <p>5. 児童相談体制に関するもの</p> <p>→児童相談体制の充実</p> <p>6. 関係機関の連携に関するもの</p> <p>→児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携</p> <p>→子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用</p> <p>7. 地方公共団体における検証に関するもの</p> <p>→検証の実施等について</p> <p>8. 将来に向けた課題</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第6次	<p>1. 発生予防に関するもの →望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実</p> <p>2. 通告についての広報・啓発 →子どもの虐待に気付いた時の通告について、住民に対して広報・啓発</p> <p>3. 虐待の気付き・発見 →家庭状況に関する情報の記録と、記録者以外を加えた対応検討の実施 →乳幼児健康診査未受診者への対応 →医療機関から虐待の通告があった場合の対応</p> <p>4. 通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法) →子どもが得た情報を、そのまま保護者に確認することの厳禁</p> <p>5. 情報収集とアセスメント →アセスメント実施のために、きょうだい、家族の成育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集</p> <p>6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント →保護の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 →家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施</p> <p>7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ →要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引継ぎ、連絡等の徹底</p> <p>8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携 →健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化</p> <p>9. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の効果的な活用</p> <p>10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 →子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 →都道府県職員と市町村職員等に対する研修の合同実施</p> <p>11. 地方公共団体における検証 →検証の方法 →提言された事項の履行、進捗状況の確認</p>	<p>1. 発生予防に関するもの →望まない妊娠を予防するための方策と望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実</p> <p>2. 通告についての広報・啓発 →子どもの虐待に気付いた時の通告について、国民に対して広報・啓発</p> <p>3. 虐待の気付き・発見 →家庭の状況に関する情報の記録と、記録者以外の職員等を加えた対応検討の実施 →医療機関から虐待の通告があった場合の重大性の認識 →子どもから得た虐待についての情報を、保護者に対してそのまま確認をしてはならないこと →アセスメント実施のために、きょうだい、家族の成育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集 →保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 →家庭復帰に向けた援助の家庭で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施 →健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化 →子どもに対する健康診査の未受診者への健康審査の受診勧奨等の対応</p> <p>4. 要支援ケースの移管、引継ぎ →要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引継ぎ、連絡等の徹底</p> <p>5. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の効果的な活用</p> <p>6. 地方公共団体における検証 →検証方法や検証内容の確認 →提言された事項の履行、進捗状況の確認</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第7次	<p>1. 虐待の発生・深刻化予防</p> <p>1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備 →妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進</p> <p>2) 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実 →養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関(母子保健担当部署等)の質の向上と体制整備 →養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備</p> <p>2. 虐待の早期発見とその後の対応</p> <p>1) 児童相談所の体制の充実 →児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備</p> <p>2) 早期発見につなげる体制づくり →養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と相談や支援につながる体制の整備 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実</p> <p>3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保 →児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進 →要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化</p> <p>4. 地方公共団体における検証の在り方 →虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施</p>	<p>1. 虐待の発生・深刻化予防 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の連携体制の整備 →養育支援を必要とする家庭に対する妊娠・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備</p> <p>2. 虐待の早期発見とその後の対応 →児童相談所や市町村(児童福祉担当部署及び母子保健担当部署)の体制の整備 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実 →養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法の開発及び普及</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進 →要保護児童対策地域協議会の活用促進及びマネジメント機能の強化</p> <p>4. 地方公共団体における検証の在り方 →地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価の確認</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第8次	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援 →望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 →児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備 →乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応</p> <p>2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発 →近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応機関の体制の充実 →児童相談所と市町村における体制整備 →児童相談所と市町村における専門性の確保 →民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用</p> <p>3. 虐待の早期発見と早期対応</p> <p>1) 通告に関する広報・啓発 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実</p> <p>2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>4. 地域での連携した支援</p> <p>1) 市町村と児童相談所の役割分担 →地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の強化</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活性化 →要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化</p> <p>3) 転居の場合の市町村間の連携 →養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ</p> <p>4) 医療機関との積極的な連携 →要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働</p> <p>5. 転居事例等の検証における地方公共団体間の協力 →地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進</p> <p>2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発 →近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応窓口の体制整備の充実 →児童相談所と市町村(児童福祉担当部署及び母子保健担当部署)の体制整備と専門性の確保 →民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用</p> <p>3. 虐待の早期発見と早期対応</p> <p>1) 通告に関する広報・啓発 →通告義務・通告先等についての広報・啓発</p> <p>2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>4. 地域での連携した支援</p> <p>1) 市町村と児童相談所の役割分担 →地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の促進</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会の活性化 →要保護児童対策地域協議会の活用の促進</p> <p>3) 転居の場合の市町村間の連携 →養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知</p> <p>4) 医療機関との連携 →要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働</p> <p>5. 検証における関係機関の協力 →地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第9次	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実</p> <p>→望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化</p> <p>→妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実</p> <p>→養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関(母子保健担当部署)の質の向上と体制整備</p> <p>→乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応</p> <p>2) 養育支援のための子育て支援事業の活用</p> <p>→養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進</p> <p>3) 虐待予防のための広報・啓発</p> <p>→通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実</p> <p>→若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発</p> <p>→家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進</p> <p>2. 虐待の早期の適切な対応と支援の充実</p> <p>1) 虐待対応機関の体制の充実</p> <p>→児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備</p> <p>2) 虐待対応における関係機関の連携体制の強化</p> <p>① 児童相談所と市町村との役割分担と協働</p> <p>→地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化</p> <p>② 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働</p> <p>→管轄が違う地域の関係機関の連携・協働</p> <p>→通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した連携の促進</p> <p>→措置解除時に関係機関による支援体制の確保</p> <p>→要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化</p> <p>3. 検証の実施と活用による再発防止</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施</p> <p>→地方公共団体における検証の対象範囲の拡大</p> <p>→児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施</p> <p>2) 地域をまたがる(転居)事例における検証の地方公共団体間の協力</p> <p>→地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力</p> <p>3) 検証報告の積極的な活用</p> <p>→検証報告の積極的な活用</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実</p> <p>→望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化</p> <p>→妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関(母子保健担当部署)と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実</p> <p>→乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応</p> <p>2) 養育支援のための子育て支援事業の活用</p> <p>→養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進</p> <p>3) 虐待予防のための広報・啓発</p> <p>→通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実</p> <p>→若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発</p> <p>2. 虐待の早期の適切な対応と支援の充実</p> <p>1) 虐待対応機関の体制の充実</p> <p>→児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備</p> <p>2) 虐待対応における関係機関の連携体制の強化</p> <p>① 児童相談所と市町村との役割分担と協働</p> <p>→地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化</p> <p>② 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働</p> <p>→管轄が違う地域の関係機関の連携・協働</p> <p>→通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した連携の促進</p> <p>→措置解除時に関係機関による支援体制の確保</p> <p>3. 検証の実施と活用による再発防止</p> <p>→地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進</p> <p>→検証報告の積極的な活用の促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第10次	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実</p> <p>①望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知</p> <p>②妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化</p> <p>③妊娠期からの保健、医療、福祉分野の役割におけるそれぞれの確実な対応と連携の強化</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の発生予防のための広報・啓発</p> <p>①虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施</p> <p>②児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化</p> <p>2. 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実</p> <p>1) 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応</p> <p>2) 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備</p> <p>3. 職員の専門性の確保と資質の向上</p> <p>1) 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上</p> <p>2) 市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化</p> <p>3) 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化</p> <p>4) 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村(虐待対応担当部署、母子保健担当部署)における人員体制の充実</p> <p>4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携</p> <p>1) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用の徹底</p> <p>①要保護児童対策地域協議会の特性を活かした関係機関における連携の強化</p> <p>②要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方</p> <p>③要保護児童対策地域協議会における入所措置解除時の支援体制整備</p> <p>2) 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底</p> <p>3) 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施</p> <p>5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施</p> <p>2) 検証を実施するための効果的な手法</p> <p>3) 地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力</p> <p>4) 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の発生予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待の早期発見・早期対応と支援の充実</p> <p>1) 虐待発生のリスクが高い家庭の早期発見・早期対応</p> <p>2) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備</p> <p>3. 職員の専門性の確保と資質・能力の向上</p> <p>4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携</p> <p>1) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用の徹底と関係機関の機能強化</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関と各関係機関における連携体制の強化</p> <p>5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施に向けた方策の検討</p> <p>2) 検証報告書の積極的な活用に向けた検討と周知</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第11次	<p>1. 虐待の発生及び重篤化の予防</p> <p>1) 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化</p> <p>2) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施</p> <p>3) 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応</p> <p>4) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援</p> <p>5) 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施</p> <p>2. 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上</p> <p>1) 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施</p> <p>2) 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施</p> <p>3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上</p> <p>3. 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用</p> <p>1) 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方</p> <p>2) 入所措置解除時の支援体制の整備</p> <p>3) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化</p> <p>5. 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 特定妊婦等の早期把握に係る妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の整備</p> <p>2) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発の着実な実施</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と同協議会設置の促進</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 虐待死事例等の再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第12次	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化</p> <p>2) 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援</p> <p>3) 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり</p> <p>4) 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携</p> <p>2. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用</p> <p>1) 入所措置解除時の支援体制の整備</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営</p> <p>3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化</p> <p>5. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から切れ目ない支援体制の整備</p> <p>2) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第13次	1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応 3) 精神科医との連携 4) 虐待者の配偶者及びパートナーへの対応 2. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価 4. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の充実 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 5. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化及び援助技術の向上	1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備 2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発 2. 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に係わる体制整備 3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上 4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備 5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備 6. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

	地方公共団体への提言	国への提言
第14次	1. 虐待の発生予防及び早期発見 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と対応 3) 精神疾患、身体疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 4) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備 5) 事故予防をはじめとした育児に関する知識の啓発 2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援 1) 複数の関係機関が関与していた事例における対応 2) 転居事例に関する地方公共団体間での情報共有と継続支援の実施 3) 施設入所中及び退所後の対応 3. 児童相談所及び市町村職員による丁寧なリスクアセスメントの実施と評価 1) 適切なアセスメントの実施と効果の共有 2) 定期的な再評価と組織的なケース管理の実施 4. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上 1) 体制の充実と強化 2) 相談援助技術の向上 5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3) 転居事例における検証の地方公共団体間の協力	1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備 2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発 2. 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に関わる体制整備 3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上 4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備 5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備 6. 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働及び検証 7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

	地方公共団体への提言	国への提言
第15次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整</p> <p>3) 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備</p> <p>4) 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 虐待の予防に視点を置いた保護者及び関係機関への知識の啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施</p> <p>1) 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価</p> <p>1) 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>5. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化に関わる体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働及び検証</p> <p>7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第16次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3) 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目のない支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 母子生活支援入所中の対応と支援</p> <p>5. 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>6. 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための周知・啓発の推進</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進</p> <p>3. 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設入所中の支援体制の整備</p> <p>6. 医療機関退院後の継続支援の促進</p> <p>7. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進</p> <p>8. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>9. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第17次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援</p> <p>5. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>6. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患等のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進</p> <p>3. 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設等に入所中の支援体制の整備</p> <p>6. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進</p> <p>7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第18次	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>5. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患等のある保護者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進</p> <p>3. 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備</p> <p>5. 一時保護解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進</p> <p>7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>